

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
2年－1 (2.2.12)	教 育	<p>いじめ防止対策の強化について</p> <p>▶陳情理由</p> <p>報道によれば、本県の県立高等学校3年の担任教諭が、昨年10月24日に生徒から集めた「いじめなどに関するアンケート」の内容について、これを改ざんしたとのゆゆしき事態が明らかになった。地元紙は、2月7日付けで24面に小さく報じているが、重大な問題である。</p> <p>すなわち、生徒が自由記述欄に書いた「担任の先生の態度が、好みの人とそうじゃない人で違う。いじりがひどすぎる」との内容を、担任自ら削除し、学校に提出した。</p> <p>同年11月、生徒がアンケートで書いた内容について学校側の反応がないことを不審に思い、別の生徒に相談したことを契機として発覚した。</p> <p>ここで注目すべきは、この「アンケート」は、行政機関の職員が職務上取得し、いじめの防止のための検討をするという組織的用途に供する「公文書」そのものであるということである（これは、県教委の担当者も認めている。）。</p> <p>いじめ等に関するアンケートは、生徒たちが、普段口頭では言いにくいことを拾い上げる重要な役割を持つ。それを、出したつもりが、SOSを発したつもりが、消されてしまったらどうなるだろうか。</p> <p>いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）は、「いじめ」を、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義し（第2条）、学校の設置者は、その設置する</p>	個人 (倉吉市)	趣旨採択 (2.3.24)
		<p>本会議(R2.3.24)委員長報告 会議録暫定版</p> <p>今回発生したアンケートの改ざんに対しては、既に県教育委員会として各県立学校等に対し、法令順守の徹底を改めて周知するなど再発防止のための対策を講じていること。</p> <p>また、いじめの防止については、昨年9月に県教育委員会において「いじめ対応マニュアル」を策定し、いじめの早期発見・早期対応を学校体制として組織的に行うなど、その取組を強化していくこととしており、県議会としてその状況を引き続き注視していく必要があることから、趣旨採択と決定いたしました。</p>		

総務教育常任委員会・陳情

		<p>学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有するとされている（第7条）。</p> <p>また、学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする、とされている（第16条）。</p> <p>県教委及び学校においては、本件のような事態の再発防止が望まれるとともに、SOSを発している子どもたちの声を、もれなくすくいにとってやる体制の構築が求められるところである。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>鳥取県議会として、鳥取県当局に対し、県立高等学校におけるいじめなどに関するアンケートの内容改ざんの再発防止策の構築と、いじめの防止策の更なる強化を求めること。</p>		
--	--	--	--	--